長与町農業委員会会議録

平成３１年１月２５日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成３１年１月農業委員会総会

１．　日時　　平成３１年１月２５日（金）　　１０時００分～１１時３０分

２．　場所　　長与町役場４階第２委員会室

３．農業委員会委員　　出席委員（９名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　柳原　厚志

委員　　４番　古立　英明　　５番　辻田　晶夫　　６番　田中　稔

７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子　　１０番　山本　純博

１１番　上杉　司

４．農業委員会委員　　欠席委員（３名）

３番　崎山　光子　　９番　渡邉　章三　　１２番　益冨　雅彦

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（７名）

１番　原口　司　　３番　田中　光夫　　４番　森内　忠嘉

５番　梶尾　厚　　６番　中村　栄治　　７番　坂本　謙二

８番　柳原　弘

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（１名）

２番　尾﨑　明光

７．　議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　７番　柿本　香代　　８番　岡﨑　道子

第２　　第１号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第２号議案　農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について

８．　農業委員会事務局職員

事務局長　　和田　弘

課長補佐　　村田　佳美

農政農地係長　　森　雅之

事務局　皆さん、おはようございます。定刻前でございますが、皆さんお揃いですので、総会開催に先立ち、報告いたします。平成３１年１月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、９人の出席であることを報告致します。農地利用最適化推進委員は７人出席でございます。

本日の欠席者は、３番、崎山光子委員、９番、渡邉章三委員、１２番、益冨雅彦委員の３人です。そして、農地利用最適化推進委員は、２番、尾﨑明光推進委員の１人です。

では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

会　長　皆さん、おはようございます。それでは、平成３１年１月の農業委員会総会を開催致します。まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人、指名致します。７番、柿本香代委員、８番、岡﨑道子委員を指名致します。日程第２、本日は、第１号議案、農用地利用集積計画について６件、第２号議案では、第１号議案の６件目の案件に伴って、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について１件出されています。

では、日程第２、提出された議案の審議に入ります。それでは、第１号議案、農用地利用集積計画についての１件目を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案、農用地利用集積計画についての案件に入りますが、１ページから３ページの議案提出、規定、集計表等については、省略させていただきます。それでは議案書の４ページをお開き下さい。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、(氏名）さん、長与町三根郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名)さん、長与町三根郷（地番)。利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番)、畑、９８８㎡。利用権の種類は、使用貸借権で、具体的な作物名は、ブドウです。平成３１年２月１日から平成３６年１月３１日までの５年間です。継続になります。

土地の所在ですが、８ページをお開き下さい。三根郷、県道長崎多良見線、○○橋、○○寺、ＪＲ長崎本線線路がありますが、図のような場所が、申請地三根郷（地番）となります。以上で、説明を終わります。

議　長　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていただきました推進委員さんから説明をお願いします。

３番、田中光夫推進委員。

推進委員３　番　１月２１日の午前中に現地調査を行いました。貸主は高齢で、目が見えないので、作付けができない状況です。継続という事もあり借主が適切に管理されておりますので許可をお願

いします。

議　長　　続きまして、担当農業委員さんからお願いします。
２番、柳原厚志委員。

２　番　　田中推進委員さんの言うとおり、貸主は、目が見えず、夫も既に亡くなっておりどうしても耕作することができないということです。現地は、巨峰を作付け管理されており、継続ということで問題ありません。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。１件目について先ほどの説明のとおり許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可すること決定致します。
次に、２件目に入ります。事務局から、説明をお願いします。

事務局　　次に、６ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町三根郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名）さん、長与町三根郷（地番)。利用権を設定する土地は１筆です。長与町三根郷（地番)、畑、１，１１８㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は、水稲です。平成３１年２月１日から平成３４年１月３１日までの３年間です。年間借賃は、米〇〇kgで、毎年１０月末に自宅へ搬入とします。新規になります。
土地の所在ですが、８ページをお開き下さい。三根郷、県道長崎多良見線、〇〇橋、〇〇寺、ＪＲ長崎本線の線路がありますが、図のような場所が申請地、三根郷（地番）となります。以上で説明を終わります。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていただきました担当推進委員さんから説明をお願いします。
田中光夫推進委員。

推進委員３　番　　１月２１日に現地確認を行いました。貸主は、先ほど説明したとおり高齢で、目も見えません。現地は、稲刈も済み、白菜、インゲン、ブロッコリーがその土地の 1/3 位植えてありました。丁寧に管理されておりましたので、よろしくお願いします。

議　長　　続いて、担当農業委員さんからお願いします。
２番、柳原厚志委員。

２　番　　田中推進委員さんのとおり、貸主は、高齢で目が見えず耕作できない。借主は、白菜、大根、水稲の作付けをされており、(事業所名)の役員で、野菜作りに励んでいるので問題ありません。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。
６番、田中稔委員。

６　番　　事務局の説明では、新規契約とのことでしたが、現地の状況では作付けされているが、貸借の契約は農業委員会を通していなかったのですか。

２　番　　書類上は、前回の期限が切れていたので、新規契約となっているが、現状は継続して作付けされています。

議　長　　他にご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　これで、ご意見、質問並びに審議を終了致します。２件目について、先ほどの説明のとお

り許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

次に、３件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　次に９ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権の設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番）。利用権の設定をする土地は１筆です。長与町斉藤郷（地番）、畑、１，１７６㎡。利用権の種類は、使用貸借権で、具体的な作物名は、みかんです。平成３１年２月１日から平成３４年１月３１日までの３年間です。平成２５年２月１日からの継続になります。

土地の所在ですが、１３ページをお開き下さい。斉藤郷、〇〇埋立地、（施設名）、〇〇神社付近になりますが、図のような場所が申請地、斉藤郷（地番）となります。以上で、説明を終わります。

議　長　ただいまの説明に関連して、現地確認を行っていただきました推進委員さんから説明をお願いします。

坂本謙二推進委員。

推進委員７番　１月２３日に事務局２名と渡邉さんと私で現地確認を行いました。現地は、借主の家の隣で、以前より野菜を作っています。借主は、会社勤めだが、休みのときは、野菜、みかんを管理されており問題ありません。継続です。

議　長　地元農業委員の渡邉章三委員が、本日欠席のため、これで説明を終わります。ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。
次に、４件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　次に１１ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番)。利用権の設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町斉藤郷（地番)。利用権を設定する土地は、１筆です。長与町斉藤郷（地番)、畑、１，１６１㎡。利用権の種類は、使用貸借権で、具体的な作物名は、野菜です。平成３１年２月１日から平成３４年１月３１日までの３年間です。平成２５年２月１日からの継続になります。
土地の所在ですが、１３ページをご覧下さい。斉藤郷、〇〇埋立地、(施設名)、〇〇神社が記載されていますが、図のような場所が申請地、斉藤郷（地番）となります。以上で、説明を終わります。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員から補足説明はありませんか。
坂本謙二推進委員。

推進委員
７　番　　１月２３日に現地確認を行いました。借主は、８０歳を超えておりますが、毎日畑に出て、管理されています。現地の２分の１に野菜、残りの２分の１は、菊を作っています。長期に渡り借りていますので問題ありません。継続です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　全員です。

議　長　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。
次に、５件目について、事務局から説明をお願いします。

事務局　次に１４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、１筆です。長与町岡郷（地番）、畑、６９９㎡。利用権の種類は、賃貸借権です。具体的な作物名は、花です。平成３１年２月１日から平成３３年１月３１日までの２年間です。年間借賃は、〇〇円で、毎年、年末に自宅へ納入とします。継続になります。
土地の所在ですが、１６ページをお開き下さい。国道２０７号線、〇〇バス停から〇〇方向へ図のような場所が、申請地、岡郷（地番）となります。以上で、説明を終わります。

議　長　ただいまの説明に関連して、現地確認を行っていただきました担当推進委員さんから説明をお願いします。
柳原弘推進委員。

推進委員８　番　１月２１日に、森さん田中委員、私とで現地確認を行いました。既に借主の〇〇さんが菊の花を作付けされており問題ありません。

議　長　続きまして、担当農業委員さんからお願いします。
６番、田中稔委員。

６　番　継続のため、問題ありません。
今回の議案には、関係ありませんが、貸借の際の賃借料について、本人通しでは、なかなか言いにくいと思われるので、事務局等で手続きするときに、農地の全体の管理はしているが、作付けは半分とかもあり、金額の見直しを提案してはどうか。

議　長　契約によっては、高止まりしていることもあり、見直す時期かもしれない。事務局と相談

してみます。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。
次に、第１号議案の６件目並びに第２号議案の１件目の農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について併せて審議することに致します。それでは、事務局説明をお願いします。

事務局　　続いて、１７ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎県長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５階)。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、(氏名）さん、長与町高田郷（地番)。利用権を設定する土地は、１筆です。長与町本川内郷（地番)、畑、１４５㎡。利用権の種類は、使用貸借で、利用内容は、樹園地です。平成３１年３月１０日から、平成３４年３月９日までの３年９ヶ月間です。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は、使用貸借です。
土地の所在ですが、２１ページをお開き下さい。本川内郷、○○ダム、○○バス停付近になりますが、図のような場所が申請地、本川内郷（地番）となります。
次に第２号議案の１件目、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について、４ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番)。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長上田裕司さん、長崎市尾上町３番１号（県庁行政棟５階)。権利を設定する土地は、第１号議案の６件目の案件と同様ですので、割愛させて頂きます。平成２７年１月１日から平成２９年１２月３１日までは、(貸主）の父の名義で（借主）と契約をしていましたが、お父様が亡くなられ名義変更が終えましたので、農地中間管理事業で契約をし直すことになったということです。以上で説明を終わります。

議　長　　これは、中間管理を挟んでの貸借です。ただいまの説明に関連して、現地確認を行っていただきました担当推進委員さんから説明をお願いします。
　原口司推進委員。

推進委員１　番　　事務局の説明の通り、貸主は本川内にたくさん農地を持っておられます。今回の分だけが、亡き父の名義だったため、中間管理機構を通すのが遅くなりました。借主は、親子で幅広くみかんや野菜を耕作されており問題ありません。

議　長　　続いて、担当農業委員さんからお願いします。
　７番、柿本香代委員。

７　番　　借主は熱心に耕作されており、継続ということで、問題ありません。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議　長　　それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定致します。
　続きまして、第２号議案の農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見の有無を町長へ報告することになっておりますので、農業委員の方に挙手で賛否をとります。意見なしの方は挙手をお願いします。

事務局　　全員です。

議　長　　挙手された農業委員が全員で過半数を超えておりますので、意見なしとして町長へ報告いたします。

次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成３１年１月行事報告が行われた】

議　長　　これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会１月総会を閉会します。